

鳥取県訓令第13号

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年7月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和43年鳥取県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後					改正前				
別表（第2条、第5条関係）					別表（第2条、第5条関係）				
被服の交付を受ける職員		品目	標準 使用 期間 (月)	備考	被服の交付を受ける職員		品目	標準 使用 期間 (月)	備考
危機 対策 ・情 報課	略				防災 課	略			
消防 防災 課	消防・保安担 当の職員のうち 高圧ガス及び火 薬類の取締りの 業務に従事する 職員	略			消防 課	<u>保安担当の職 員のうち高圧ガ ス及び火薬類の 取締りの業務に 従事する職員</u>	略		
略					略				

附 則

この訓令は、平成23年7月1日から施行する。